

看護師の特定行為研修実習に関するご協力のお願い

当院は、厚生労働省が指定した「特定行為研修指定研修機関」と連携して研修を実施する「協力施設」です。特定行為とは、あらかじめ医師が定めた手順書により、看護師が診療の補助を行う事です。看護師による特定行為を実施するメリットは、看護師が医療チームの一員として、患者さまの状態に応じ、タイムリーかつ迅速に適切な看護を提供することにあります。

【特定行為研修の実施】

「特定行為研修指定研修機関」の試験に合格した看護師が、厚生労働省令に基づき実習を行います。特定行為研修課程の看護師は、指導医のもとで実習を行います。対象となる患者さまには事前に説明を行い、患者さまの安全を確保するとともに、指導医の助言や指導を受けて特定行為を行います。説明に同意した後でも、実習を拒否する事ができます。また、拒否したことを理由に治療や看護上の不利益をこうむることはありません。患者さまの個人情報に関しては、適切に管理いたします。

【相談窓口】

「特定行為に係る看護師の研修」についてご相談がある場合には、下記をご利用ください。

〈相談日及び相談時間〉

*日時：月曜日～金曜日 9：00～17：00

*場所：マリア館1階 「患者相談室」